**平成２２年（フ）第３号**
静岡県賀茂郡松崎町江奈237番地の２
債務者　菊池　美生
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
静岡地方裁判所下田支部

**平成２２年（フ）第３７０号**
名古屋市南区鳴浜町４丁目１番地　鳴浜住宅１棟402号
債務者　花田加代子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１５４号**
三重県鈴鹿市伊船町2952番地の14
債務者　近藤　政行
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１５５号**
三重県鈴鹿市伊船町2952番地の14
債務者　近藤サチ子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第３２５号**
三重県鈴鹿市長太栄町２丁目３番８号、前住所三重県津市河芸町千里ヶ丘79番地２
債務者　富川　正和（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
津地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第４号**
三重県津市久居相川町1957番地１相川団地３号、前住所三重県津市久居野村町323番地50
債務者　辻　　智美
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第５０２号**
兵庫県伊丹市西台４－３－５、住民票上の住所兵庫県尼崎市水堂町２丁目39番11号南本文化
債務者　福村　直人
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第１０７２号**
兵庫県尼崎市七松町３丁目４番８―603号
債務者　川井田由美子（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第３３号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目６番10―203号
債務者　宮下　彰紀
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第５７号**
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目22番20号
債務者　辻　　博史
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第７１号**
兵庫県西宮市能登町６番１―102号
債務者　松田賢一こと　張　　賢一
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９０号**
兵庫県西宮市笠屋町21番19号
債務者　若林　朋子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第３３号**
鳥取県鳥取市河原町佐貫1106番地　市住７号、旧住所鳥取県鳥取市秋里1321番地　フローラル秋里203号
債務者　東田　　慶
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１２号**
鳥取県倉吉市福本190番２地
債務者　山根　由美
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２１年（フ）第２８１号**
鳥取県米子市上後藤３丁目２番12号
債務者　平田惠美子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２２年（フ）第２１号**
広島県三原市本町３丁目27番20号
債務者　竹之内富美子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２１年（フ）第５１号**
徳島県海部郡牟岐町大字河内1072番地１
債務者　木下　厚子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２１年（フ）第５５号**
徳島県阿南市橘町西浜85番地２　鈴木ユミ子方、住民票上の住所徳島市川内町金岡40番地
債務者　原田真由美
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部